

令和6年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	169,000 千円
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,313,423 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					備考
			特定財源			一般財源		
			国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	97,260	4,606	1,500		10,552	80,602	
	障害者福祉費	612,129	437,782	1,500		20,010	152,837	
	福祉医療給付費	152,112	67,951		3,600	9,326	71,235	
	老人福祉費	107,694		1,500	15,000	10,557	80,637	
	児童福祉総務費	240,197	40,051		4,985	22,593	172,568	
	児童措置費	118,765	100,359			2,131	16,275	
	児童館費	624			296	38	290	
	保育園費	58,463			66	6,760	51,637	
社会保険	国民健康保険費	155,992	76,187			9,239	70,566	
	介護保険費	400,220	25,188			43,415	331,617	
	後期高齢者医療費	350,243	67,062			32,782	250,399	
保健衛生	予防費	897	145			87	665	
	子育て世代包括支援費	18,827	5,785			1,510	11,532	
合 計		2,313,423	825,116	4,500	23,947	169,000	1,290,860	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。